戸籍事項証明等交付申請書（本籍地交付）

坂出市長　殿　　年　　月　　日

□の中にＶ印を入れて下さい。

電話番号（　　）

①【窓口に来た方】	住所	坂　出　市 市・郡	町　丁目　番　号 番地		
	氏名			生年月日	明・大 昭・平　年　月　日

②【使用する方】※①と②の方が違う場合は委任状等が必要です。

□①【窓口に来た方】本人

□その他	住所	□①の【窓口に来た方】と同じ（住所が違う場合は下記に記入してください） 坂　出　市　市・郡　町　丁目　番　号　番地
	氏名	

③【必要な証明書】の本籍・筆頭者氏名

③本　籍	坂出市　町　丁目　番　番地	
筆頭者氏名	※戸籍のはじめに書かれている人 （亡くなっていても変わりません）	

④　②欄の【使用する方】と戸籍に記載されている方との続柄

□本人　□その他
□夫　□妻
□父　□母
□祖父□祖母
□子　□孫

そのほかの場合、具体的に請求理由等を記入してください。

提出先	
使用目的	

⑤必要な証明書の種類		**通数**	**必要な方の氏名**	
□戸　籍　(450 円)	全部事項証明書	通	全部事項証明書（謄本）のときは記入不要です。	
□除　籍　(750 円)	謄　本（全員）	通		
□原戸籍　(750 円)	個人事項証明書	通	□①の【窓口に来た方】 □②の【使用者】 □その他（氏名：　　）	
	抄　本（一部）	通		
□附　票　(300 円)	全員の写し（謄本）	通		
□除附票　(300 円)	一部の写し（抄本）	通		
本籍・筆頭者氏名の記載が □必要　※☑がない場合附票に記載されません 在外選挙人登録地の記載が □必要（登録のある方のみ）				
提供用識別符号	□戸籍電子証明書	通	□除籍電子証明書	通
その他の証明	□身分証明書　(300 円)	通	□届書記載事項証明書　(350 円)	通
	□受理証明書　(350 円)	通	□届書等情報内容証明書（350 円）	通
	□独身証明書　(350 円)	通	□その他（　　）	通

※偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（３０万円以下の罰金）が科されます。

市役所使用欄	受付		A	免・旅・住カ・船手・小船証・宅建証・身障手・療育手・他（　　）		
B	保・年金手帳・年金証書・住カ・他（　　）		C	社員・長寿手・学生 他（　　）	口頭	父母の氏名・生年月日・ 他（　　）
権限書類	委任状・戸籍謄本・登記事項証明書・資格証明書・社員証・身分証明書・その他（　　）					

切　り　取　り　線

切り取り線から切り取り、Ｂ５サイズにしてご利用ください。

請求に当たっての注意事項

１．請求の理由の記載について
（１）権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項
の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
（２）国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
（３）その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
２．資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めるこ
とがあります。
３．戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、そ
の方の個人事項証明をご利用ください。
４．戸籍一部（記載）事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、
戸籍一部（記載）事項証明をご利用ください。
５．戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について
行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号
（１６けたの数字）を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示する
ことで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なります
ので詳しくは手続先にお問合せ下さい。
６．届書等情報内容証明書について
届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能で
す。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。
７．本人確認資料について
窓口にきた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
８．権限確認書類について
窓口にきた方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限
を証明する書類が必要です。
９．罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（３０万円以下の
罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。